

高第 899 号  
障第 1540 号  
令和 6 年 1 月 26 日

高齢者・障がい者施設 管理者 様  
介護保険・障害福祉サービス事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部長

**感染（疑い）が発生した高齢者・障がい者施設及び介護保険・障害福祉サービス事業所への抗原定性検査キットの提供終了について（通知）**

平素より、県の高齢者・障がい者福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルスに係る円滑な検査の実施にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが 5 類に変更されておりますが、県では施設・事業所内で感染が発生した場合にも安定した事業継続を図ることができるよう、**感染者が発生し検査キットが不足している施設・事業所に対して、県（岐阜地域福祉事務所又は県事務所）で保管する検査キットを提供してきました。**

ところで、国は、令和 5 年 9 月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」において、「**令和 6 年 4 月以降は、通常の医療提供体制へ完全移行することとする。**」とし、令和 6 年度の当該事業の予算を計上しておりません。このため、県としましても当該事業を下記のとおり終了させていただきます。これまでの皆様のご協力に感謝いたします。

記

- 1 **感染（疑い）が発生した場合の抗原定性検査キットの配布**
  - ・令和 6 年 3 月 3 日（日）まで検査する分で終了とします。
  - ・県事務所等でお渡ししている抗原定性検査キットの使用期限（令和 6 年 2 月 23 日（金）まで）の関係で、「令和 6 年 2 月 23 日（金）までの使用分」と「令和 6 年 2 月 24 日（土）から 3 月 3 日（日）までの使用分」に区分して配布します。

## 2 抗原定性検査キットの提供方法等について

- ・感染（疑いを含む）の発生について、県（岐阜地域福祉事務所、県事務所又は社会的検査チーム）に対して報告をしている高齢者施設、障がい者施設、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所等（岐阜市内に所在する施設・事業所を除く）を対象として、事案の内容に応じて、検査キットを提供いたします。
- ・提供を希望される場合は、準備の都合上、県（令和6年2月23日（金）使用分までは岐阜地域福祉事務所・県事務所、令和6年2月24日（土）～令和6年3月3日（日）使用分については社会的検査チーム）へ電話で先ずご相談ください。
- ・詳細は別紙のとおりです。

## 3 検査件数の報告

- ・今までどおり毎週（土）～（金）までの使用実績を、翌月曜日までに報告してください。
- ・詳細は別紙のとおりです。
- ・今年度中に実施した検査結果については、遅くとも令和6年3月11日（月）までに入力してください。

|   |  |
|---|--|
| 岐阜県健康福祉部高齢福祉課・障害福祉課<br>高齢者・障がい者施設社会的検査チーム |  |
| 電話番号                                      | 代表：058-272-1111<br>内線：9312, 9313   |
| FAX番号                                     | 058-272-8380   |
| メールアドレス                                   | <a href="mailto:yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp">yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp</a> |